

障害福祉事業所等サービス継続支援事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、障害福祉事業所等サービス継続支援事業を実施する場合において、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- (1) この要綱において、「障害福祉事業所等」（以下「事業所等」という。）とは、別添1に掲げる事業所・施設で、静岡県内に所在するものをいう。
- (2) この要綱において「定員」とは、申請時において、管轄する自治体にて指定等を受けている利用定員数又は入所定員数をいう。

第3 事業内容

補助の対象、補助額等の詳細は、別添1のとおり。

(1) 障害福祉サービス等を円滑に継続するための対応

事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に障害福祉サービス等を継続するために必要な費用（※1）。

(例)

※1

- ア 有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費（車両用の燃料費は除く）
- イ ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費
- ウ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費
- エ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費
- オ 録音・録画機器、啓発グッズ、無線SOSボタン等カスタマーハラスメントを防止するために必要な物品等の購入等経費

(2) 災害備蓄等への対応

事業所等が災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な費用（※2）。

(例)

※2

- ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
- イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費
- エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

第4 経費負担

障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

第5 留意事項

(1) 補助の申請手続

- ア 経費の助成を受けようとする事業所等を運営する法人等は、知事に対してその旨の申請を行う。
- イ 複数の事業所等を運営する法人等は、原則として、静岡県内で運営する全ての事業所等の申請額を取りまとめて、一括して知事に申請するものとする。

(2) 県の事務

知事は、法人等からの申請に基づき、補助の対象となる事業所等であるかの確認を行い、補助額を決定する。

(3) その他

この要綱の施行にあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月20日から施行する。